

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	国土交通省、財務省
-------	-----------

法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
奄美群島振興開発基金	政策金融型	保証業務及び融資業務					○他の金融機関等に対応できないメニューへの特化 融資業務及び債務保証業務については、民業補完の徹底及び業務の重点化の観点から、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等他の金融機関等に対応できない、あるいは奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止するものとする。 ○業務内容の抜本の見直し 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき設立され、奄美群島の振興開発の一環として行われている奄美群島振興開発基金の業務内容については、同法が平成20年度末に期限切れになることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討を行うものとする。	独立行政法人への移行に際し、2名の定員削減を行うとともに、限られた人員で効率的・効果的に業務を実施するための組織・体制の整備に努めてきたところであるが、今後、他の金融機関等に対応できないメニューへの特化及び業務内容の抜本の見直しの検討に伴い、更に必要な組織体制の見直しについて検討を行うものとする。
	資産債務型							

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表 [その2-1]

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金		府省名	国土交通省、財務省	
沿革	昭和30年9月 奄美群島復興信用保証協会設立 昭和34年3月 融資業務追加・奄美群島復興信用基金に改組 昭和39年4月 奄美群島振興信用基金に改称 昭和49年4月 奄美群島振興開発基金に改称 平成元年4月 出資業務を追加 平成16年10月 独立行政法人奄美群島振興開発基金設立 平成18年3月 出資業務を廃止				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）		役員数			職員数（実員）
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	
		2人	2人	－	20人
国からの財政支出額の推移 （17～20年度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般会計	-	-	-	-
	特別会計	300	300	300	300
	計	300	300	300	300
	うち運営費交付金	-	-	-	-
	うち施設整備費等補助金	-	-	-	-
	うちその他の補助金等	300	300	300	300
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
		4,394	3,787	3,676	3,467
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）		平成17年度		平成18年度	
		△4,934百万円		△4,917百万円	
		自己査定結果及び引当基準に基づき適切に引当金を計上したこと等による。			
発生要因		審査の厳格化、債権管理・回収の強化、経営支援・再生支援等により資産の健全性を向上させるとともに、自己収入の確保、一般管理費の抑制等の経営改善に取り組んでいることに加え、国及び関係地方公共団体からの出資金による財政基盤の充実により収支の健全化・安定化が図られることから、単年度収支の改善及び累積欠損金の漸次解消による財務の健全化を図る。			
見直し案					
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）		平成17年度		平成18年度	
		-		-	
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）
		219	216	209	208

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）	他の金融機関等に対応できないメニューへの特化及び業務内容の抜本的見直しにより、費用抑制、財務内容の健全化等によるコスト改善が期待できるほか、以下のような現在の取り組みによるコスト改善も期待できる。 保証業務においては、保証料率の見直しによる保証料収入の増加、債権管理の強化等による求償権の回収の増加、中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、責任共有制度の導入、期中管理の徹底、経営支援・再生支援等による代位弁済の減少が期待できる。 融資業務においては、繰上償還に係る補償金制度の導入による収入の増加、債権管理の強化等による回収の増加、中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、期中管理の徹底、協調融資の実施、経営支援・再生支援等による債権の優良化が期待できる。 上記に加え、一般管理費の削減、効率的な資金運用による自己収入の増加等により、行政サービス実施コストの改善が期待できる。
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）	○業務運営体制の効率化 ・独法化時における定員削減について、定員削減2名を行い、維持している。 ・審査、債権管理、回収等強化のため組織、人員配置の見直しについて、審査委員会の活用、総務部門から管理部門への配置見直し等を行っている。 ・職員の資質向上のための研修実施については、6名実施している。 ・内部の評価・点検チームによる協議、検討を実施している。 ○一般管理費の削減 ・一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人の最終年度（平成15年度）比で13%以上に相当する額を削減する目標については、平成18年度において12.8%を削減しており、着実な実施状況となっている。 ・総人件費について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度比で3%以上に相当する額を削減する目標については（最終年度（20年度）において対17年度比3%削減が目標であり、3年で3%であれば毎年1%が一つの目安となる。）、平成18年度において1.2%を削減しており、着実な実施状況となっている。

総括表（その2-2）

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		徳之島事務所	沖永良部事務所		
	所在地		鹿児島県大島郡徳之島町	鹿児島県大島郡和泊町		
	職員数		1名	1名		
	支部・事業所等で行う事務・事業名		保証業務及び融資業務	保証業務及び融資業務		
	20年度 予算要 求額 （百万 円）	国からの財政支出 （対19年度当初予算 増減額）	300百万円（±0百万円）の内数			
		支出予算額 （対19年度当初予算 増減額）	3,467百万円（－209百万円）の内数			

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型			政策金融型
事務・事業名			保証業務及び融資業務
事務・事業の概要			奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とし、保証及び融資の金融業務を行っている。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)		300百万円(±0百万円)(出資金)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)		3,467百万円(−209百万円)
事務・事業に係る定員(19年度)			21名
(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し	①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のリスト、人員等)	奄美群島において、保証及び融資の金融業務を一元的に行っている民間金融機関等はない。 なお、融資業務については、鹿児島銀行大島支店、南日本銀行大島支店、奄美大島信用金庫、奄美信用組合がある。
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	奄美群島については、戦後米軍統治下に置かれ、昭和28年に本土復帰した後も、隔絶した外海離島及び台風常襲地域という厳しい自然的、社会的条件下にあり、依然として所得水準等本土との諸格差が顕著であることから、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき、奄美群島振興開発基金による金融措置等の特別措置が講じられているところであり、これらの諸格差等が解消されていない現時点において、特別措置の一つである奄美群島振興開発基金の事務・事業を廃止することは、奄美群島の振興開発と自立的発展に重大な支障を生じることが懸念される。 また、奄美群島振興開発基金による金融措置は、融資業務については、他の金融機関から融資を受け難い農林水産業、大島紬等特産品製造業・販売業、観光業など地域の特性を活かした事業を実施する事業者に対し長期低利資金の融通を行うことにより、保証業務については、金融機関から融資を受けるため信用補完を必要とする事業者への資金供給が円滑に行われるよう信用保証を行うことにより、奄美群島内の産業の下支えに大きな効果を発揮し、奄美群島における産業の発展に大きく寄与しており、奄美群島振興開発特別措置法の政策目標達成のため、廃止することは困難である。
	②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務
	③	事業開始からの継続年数	保証業務:52年、融資業務:48年
		これまでの見直し内容	奄美群島振興開発基金は、時限法(5年間)である奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)を設置根拠としていることから、他の法人と異なり、法期限到来の都度必要な見直しを行い、法改正の手続きを経て現在に至っている。 また、最近では、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、平成16年10月に独立行政法人へ移行するとともに、以下の見直しを行っている。 ・保証業務及び融資業務について、審査の厳格化、協調融資の実施等により、残高の縮小等を行った。なお、融資業務の一部についての民間金融機関への委託については、費用対効果等の面から更なる検討を行っている。 ・出資業務について、平成17年度末に廃止した。 ・貸付資産等のリスク管理及び引当金について開示した。 ・金利決定について、業務方法書上で明らかにした。 ・独立行政法人化に伴い、業績評価を実施した。繰上償還を含めた政策コストを明示した。
	④	国の重点施策との整合性	奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき国が策定した奄美群島振興開発基本方針の下、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金の供給等の業務を行っており、国の重要施策として業務を実施している。
	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	奄美群島振興開発基金の業務は、信用補完を必要とする事業者への資金供給が円滑に行われるよう信用保証を行うこと及び他の金融機関からの融資を受け難い事業者に対して長期低利資金の融通を行うことにより、奄美群島内の金融の円滑化のための民業補完及び奨励と群島内産業の下支えの役割を担い、ひいては、奄美群島振興開発特別措置法の政策目標である群島の振興開発と自立的発展に資するものであり、群島の住民全体が受益するものである。
		財政支出への依存度 (国費/事業費)	300百万円/3,467百万円(8.65%)
	②	これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載

	③ 諸外国における公的主体による実施状況		○米国 中小企業庁(Small Business Administration)が中小企業向け民間金融機関の貸出しに対して保証を行うほか、災害対策等政府の保証があっても民間金融機関が貸出しを行う可能性が低いものについて直接貸付を行っている。 ○ドイツ 公的金融機関として連邦政府等の政策的な業務を担う復興金融公庫(Kreditanstalt für Wiederaufbau)等が中小企業分野等において民間金融機関に貸出のための原資を提供するリファイナンス(間接融資)を行っているほか、一部直接貸出を行っている。なお、中小企業分野においては、保証銀行が部分保証を行い、当該保証債務の一定割合を連邦政府及び州政府が再保証する制度も行っている。 ○フランス 中小企業開発銀行(Banque de Développement pour Petites et Moyennes Entreprises)が中小企業分野において、民間金融機関の貸出しに対する部分保証、民間金融機関との協調融資等を行っている。 ○英国 貿易産業省が中小企業向けの保証(部分保証)を行っている。 〔出典：「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」平成15年6月総務省〕
	④ 財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)		国及び関係地方公共団体からの出資金により、保証業務においては、財政的な基盤である保証基金の充実により、収益力及び担保力が弱く金融機関から融資を受けるに当たり信用補完を必要とする事業者への資金供給が円滑に行われ、融資業務においては、貸付財源のコスト抑制及び安定化により、他の金融機関から融資を受け難い事業者に対し長期低利資金の融通が行われており、財政支出に見合う効果が得られている。
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		真に不可欠と考える。
事務・事業の見直し案（具体的措置）			○他の金融機関等で対応できないメニューへの特化 融資業務及び債務保証業務については、民業補完の徹底及び業務の重点化の観点から、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等他の金融機関等で対応できない、あるいは奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止するものとする。 ○業務内容の抜本的見直し 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき設立され、奄美群島の振興開発の一環として行われている奄美群島振興開発基金の業務内容については、同法が平成20年度末に期限切れになることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討を行うものとする。
	行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)		他の金融機関等で対応できないメニューへの特化及び業務内容の抜本的見直しにより、費用抑制、財務内容の健全化等によるコスト改善が期待できるほか、以下のような現在の取り組みによるコスト改善も期待できる。 保証業務においては、保証料率の見直しによる保証料収入の増加、債権管理の強化等による求償権の回収の増加、中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、責任共有制度の導入、期中管理の徹底、経営支援・再生支援等による代位弁済の減少が期待できる。 融資業務においては、繰上償還に係る補償金制度の導入による収入の増加、債権管理の強化等による回収の増加、中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、期中管理の徹底、協調融資の実施、経営支援・再生支援等による債権の優良化が期待できる。 上記に加え、一般管理費の削減、効率的な資金運用による自己収入の増加等により、行政サービス実施コストの改善が期待できる。
	理由		「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)等を踏まえ、独立行政法人奄美群島振興開発基金の事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、上記の見直しを行う方向で今後更に検討を進めることが適切と考える。
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否
	可	事業性の有無とその理由	—
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	—
		民営化に向けた措置	—
		民営化の時期	—
	否	民営化しない理由	奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として、奄美群島の産業や事業者の特性等を踏まえた地域に密着した金融機関として保証及び融資業務を一元的に行うことにより、多様な資金需要に弾力的に対応するとともに、事業者の成長の度合いに応じて、起業資金の融資から信用保証へ、更には民間金融機関のプロパー資金へと事業者の規模・状況に応じた段階的できめ細かな金融措置を講じており、奄美群島の振興開発と自立的発展という国の政策目的を達成するための手段として極めて効果的なものになっている。 このような奄美群島振興開発基金が担っている役割を民間金融機関に求めることは困難であること、保証及び融資を一元的に行っている民間金融機関は存在しないこと等から民営化は困難と考える。
	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発

(3) 官民競争入札等の積極的な適用	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否		f検査検定、g徴収、hその他
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	否
			入札実施予定時期	－
			事業開始予定時期	－
			契約期間	－
		否	導入しない理由	奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として、奄美群島の産業や事業者の特性等を踏まえた地域に密着した金融機関として保証及び融資業務を一元的に行うことにより、多様な資金需要に弾力的に対応するとともに、事業者の成長の度合いに応じて、起業資金の融資から信用保証へ、更には民間金融機関のプロパー資金へと事業者の規模・状況に応じた段階的できめ細かな金融措置を講じており、奄美群島の振興開発と自立的発展という国の政策目的を達成するための手段として極めて効果的なものになっている。 このような奄美群島振興開発基金が担っている役割を民間金融機関に求めることは困難であること、保証及び融資を一元的に行っている民間金融機関は存在しないこと等から民間実施は困難と考えおり、したがって官民競争入札等は困難と考える。
(4) 他の法人への移管・一体的実施	対象となる事務・事業の内容		保証業務及び融資業務	
	移管	移管の可否		否
		可	移管先	－
			内容	－
			理由	－
		否	移管しない理由	奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として、奄美群島の産業や事業者の特性等を踏まえた地域に密着した金融機関として保証及び融資業務を一元的に行うことにより、多様な資金需要に弾力的に対応するとともに、事業者の成長の度合いに応じて、起業資金の融資から信用保証へ、更には民間金融機関のプロパー資金へと事業者の規模・状況に応じた段階的できめ細かな金融措置を講じており、奄美群島の振興開発と自立的発展という国の政策目的を達成するための手段として極めて効果的なものになっている。 このような奄美群島振興開発基金が担っている役割を民間金融機関に求めることは困難であること、保証及び融資を一元的に行っている民間金融機関は存在しないこと、また、地方公共団体は会社その他の法人の債務について保証契約をすることができないこと（法人に対する政府の財政支援の制限に関する法律第3条）等から民間、地方公共団体への移管は困難と考える。 また、他の独立行政法人等への業務の移管についても、奄美群島振興開発計画の実施主体として奄美群島の特性等を踏まえたきめ細かな金融措置を講ずることは困難であり、かえって効率的・効果的な業務の運営に支障を来すと考えられることから、困難と考える。
	一体的	一体的実施の可否		否
		可	一体的に実施する法人等	－
			内容	－
			理由	－

	の実施	否	一体的実施を行わない理由	奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として、奄美群島の産業や事業者の特性等を踏まえた地域に密着した金融機関として保証及び融資業務を一元的に行うことにより、多様な資金需要に弾力的に対応するとともに、事業者の成長の度合いに応じて、起業資金の融資から信用保証へ、更には民間金融機関のプロパー資金へと事業者の規模・状況に応じた段階的できめ細かな金融措置を講じており、奄美群島の振興開発と自立的発展という国の政策目的を達成するための手段として極めて効果的なものになっている。 このような奄美群島振興開発基金が担っている役割を、他の独立行政法人等において一体的実施を行うとした場合については、奄美群島振興開発計画の実施主体として奄美群島の特性等を踏まえたきめ細かな金融措置を講ずることは困難であり、かえって効率的・効果的な業務の運営に支障を来すと考えられることから、他の独立行政法人等による業務の一体的実施は困難と考える。
--	-----	---	--------------	---

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否		非公務員法人である。
	理由		－
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)		独立行政法人への移行に際し、2名の定員削減を行うとともに、限られた人員で効率的・効果的に業務を実施するための組織・体制の整備に努めてきたところであるが、今後、他の金融機関等では対応できないメニューへの特化及び業務内容の抜本的見直しの検討に伴い、更に必要な組織・体制の見直しについて検討を行うものとする。
	理由		他の金融機関等では対応できないメニューへの特化及び業務内容の抜本的見直しの検討に伴い、効率的・効果的に業務を実施するための組織面における見直しについても検討を進めることが適切と考える。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		役員の報酬等及び職員の給与の水準について、ホームページ及び広報誌により情報公開している。
		役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域・学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスバイレス指数)	106.0
		人件費総額の削減状況	総人件費については、平成16年度:192百万円→17年度:187百万円→18年度:184百万円(対17年度比△1.2%)と削減に努めているところである。 なお、中期計画において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度比で3%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めることとしており、順調な達成状況にある。
	②一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	一般管理費については、平成16年度:260百万円→平成17年度:255百万円(対15年度比△10.5%)→18年度:249百万円(対15年度比△12.8%)と削減に努めているところである。 なお、中期目標では、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人の最終年度(平成15年度)比で13%以上に相当する額を削減することとされており、また、平成17年度計画値△4%程度、平成18年度計画値△9%程度を上回る達成状況となっている。
		効率化目標の設定の内容・設定時期	○業務運営体制の効率化 ・独法化時における定員削減2名の維持。 ・審査、債権管理、回収等強化のため組織、人員配置の見直し。 ・職員の資質向上のための研修の実施。 ・内部の評価・点検チームによる協議、検討の実施。 ○一般管理費の削減 ・一般管理費については、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人の最終年度(平成15年度)比で13%以上に相当する額を削減。 ・総人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度比で3%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。
	③民間委託による経費節減の取組内容		業務の民間委託については、これまで、業務の効率化を図るため融資業務の一部を民間金融機関へ委託すること等について、関係機関と協議を行っているものの、費用対効果等の面から実現には至っていないが、今後とも業務の効率化・経費節減に資するための民間委託について検討を行うこととしている。

	④情報通信技術による業務運営の効率化の状況	保証及び融資業務ともに電算化を図っており、特に審査面においては中小企業信用情報データベース（CRD）の活用による財務諸表のスコアリングの実施、管理面においては金融機関との情報共有に際しての統一電子フォーマットの導入による電算入力事務の改善等業務運営の効率化を図っているところである。今後、更なる効率化を図るため、統一電子フォーマットの相互互換性を高めるためのソフトの開発、ホームページ上からの各種様式の配布に向けて検討を行っているところである。
--	-----------------------	--

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		奄美群島振興開発基金の資金の流れ等に関する情報のうち、資金調達等金融業務以外の契約については、平成18年7月1日以降より契約公表基準に則り、一定の予定価額を超える随意契約(※)等についてホームページで公表を行うとともに奄美基金内部にて閲覧に供することとしており、随意契約の適正化に努めているところである。 (※) 一 予定価格が250万円を超える工事または役務の物の製造をさせる場合 二 予定価格が160万円を超える財産の買入をする場合 三 予定賃借料の年額または総額が80万円を超える物件の借入をする場合 四 工事または製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価額が100万円を超える場合
	見直しの方向		引き続き、契約に係る情報公開及び随意契約の適正化に努める。
	関連法人	名称	該当なし
		契約額	該当なし
		うち随意契約額(%)	該当なし
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	該当なし
	関連法人以外の契約締結先	名称	別添様式<関連法人以外の契約締結先>に記載(平成17年度データ)。
		契約額	3,329百万円
		うち随意契約額(%)	11百万円(0.34%)
		当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	該当なし
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載		
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載		

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	業務運営の効率化に関する事項では、定員削減(独立行政法人化時点で2名)、一般管理費の削減(中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度(平成15年度比)で13%以上に相当する額を削減)、人件費の削減(「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度比で3%以上に相当する額を削減)について、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項では、事務処理の迅速化(利用者の利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。)、利用者ニーズの把握及び業務への反映のためのアンケート調査の実施(年4回)等について、それぞれ数値目標を設定し、中期目標の明確化に努めている。
	今後の取組方針	引き続き、数値目標の設定に取り組むとともに、必要な見直しに努める。
(2) 国民による意見の活用	現状	ホームページにおいて、業務に関する情報、財務に関する情報、評価・監査に関する情報等を公開するとともに、「ご意見コーナー」を設け、利用者等から幅広く意見を徴求することとしている。また、利用者等に対して定期的にアンケート調査を実施しているほか、説明会、意見交換会等を開催しており、奄美群島振興開発基金に対する要望、意見等の徴求に努めている。
	今後の取組方針	ホームページにおいて、業務に関する情報、財務に関する情報、評価・監査に関する情報等を公開しているところであり、今後とも各種情報の公開について充実していくとともに、引き続き、アンケート調査の活用等により広く利用者及び関係者の意見等を徴求し、業務の改善に反映させていくこととしたい。

(3) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）		奄美群島振興開発基金における経営管理（ガバナンス）が有効に機能するため、コンプライアンス関係規程の整備や委員会の設置、適切なリスク管理の実施、情報開示、内部検査、監事及び監査法人による監査等により対応しているところである。	
	今後の取組方針		今後とも適正かつ効率的な業務運営を確保するため、ガバナンスの充実に向けて、コンプライアンスの徹底を図るとともに、内部検査体制、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制の構築を図ることとしている。	
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果		奄美群島振興開発基金の保証及び融資業務については、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令（平成16年財務省・国土交通省省令第3号）第7条に基づき区分経理を行うこととされており、各業務毎に会計管理を行っているほか、セグメント情報として開示している。	
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況		該当なし。	
	今後の取組方針		引き続き、保証及び融資の区分経理により会計管理を行うとともに、業務毎に収支分析等を行い、経営改善に努めるものとする。	
(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）		財源	金額
	共同研究資金		件数	
	利用料			
	寄付金		件数	
	知的財産権		件数	種類
	その他		[保証業務] 求償権等回収金（206百万円）、事業収入（保証料等）（139百万円）、事業外収入（有価証券等利息等）（14百万円）、その他（36百万円） [融資業務] 貸付回収金（2,134百万円）、事業収入（貸付金利息）（198百万円）、事業外収入（受取利息）（0百万円）	
	計		[保証業務] 395百万円 [融資業務] 2,533百万円	
	見直し案		審査の厳格化、債権管理・回収の強化等により資産の健全性を向上させるとともに、自己収入の増加、一般管理費の抑制等により収支改善を推進することとしている。また、18年度から保証業務においては事業者のリスクに見合った保証料率体系を導入したところである。なお、出資金以外の国からの財政措置（運営交付金等）は受けていない。	
(6) 情報公開の取組状況		最近改善した例	利用者等の利便性向上のため、ホームページの大幅な見直しを行ったほか、窓口等に備え付けている「奄美基金の概要」及びパンフレットをホームページ上で閲覧できるよう改善を行った。	
		今後改善を予定している点	今後とも、融資金利等の迅速なホームページ掲載に努めるとともに、利用者に分かりやすい業務の説明に資する観点から、保証及び融資利用者の事例紹介、利用者の声（提言・意見等）の業務への反映状況等についても、適時公開していくことを検討している。	
その他			職員の勤務成績を、給与、昇級に反映させている。	

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し (2) これまでの指摘に対応する措置

府省名	国土交通省・財務省
-----	-----------

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
奄美群島振興開発基金 (18)	政策金融型	保証業務及び融資業務	18年度	○融資・債務保証を他の金融機関で対応できないメニュー・案件に特化 (18) ※ 奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号) に基づき設立されており、同法の期限は平成20年度末となっている。	政策評価・独立行政法人評価委員会	②	奄美群島振興開発基金内部に設置している評価・点検チームにおいて、他の金融機関等における業務、制度等の内容、地域内事業者の資金需要動向、産業経済の状況等を踏まえながらメニューの特化、重点化について検討を行っている。

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「『勸告の方向性』における指摘事項の措置状況（平成19年8月現在）」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金		府省名	国土交通省、財務省	
資産との関連を有する事務・事業の名称	保証業務及び融資業務				
資産との関連を有する事務・事業の内容	奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とし、保証及び融資の金融業務を行っている。				
国からの財政支出額	300,000	支出予算額	3,467,009		
対19年度当初予算増減額	±0	対19年度当初予算増減額	-209,221		
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	金融資産について、奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け等を行っており、その設置目的から、債権管理・回収の強化とともに経営支援・再生支援による資産の健全性を向上させることに取り組むものとする。また、毎年度自己査定を実施し、債権の回収可能性を勘案し必要な引当金を計上しており、今後とも償却規定に基づき適切な処理を行うものとする。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

[illegible]

実物資産の処分に係る具体的措置(その④)

法人名	奄美群島振興開発基金			府省名	国土交通省、財務省
No.	1	施設名	本部	用途	1(事務所)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 奄美群島振興開発基金は、本部事務所に係る土地及び建物のみ保有しており、業務の実施に必要不可欠かつ必要最小限のものであることから、売却等処分は困難と考えている。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：－					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 奄美群島振興開発基金は、本部事務所(鹿児島県奄美市)に係る土地及び建物のみ保有しており、業務の実施に必要不可欠かつ必要最小限のものである。また、利用頻度が低い施設や不要な施設等は保有していない。					

金融資産の処分に係る具体的措置(その①)

法人名	奄美群島振興開発基金		府省名	国土交通省、財務省			
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)							
○	A	合 計	:	13,201 百万円	内 貸付金	:	11,204 百万円
		(※Lを除く)			内 割賦債権	:	- 百万円
	B	現金及び預金	:	1,012 百万円			
	C	有価証券	:	- 百万円			
	D	受取手形	:	- 百万円	内 貸付金	:	- 百万円
	E	売掛金	:	- 百万円	内 割賦債権	:	- 百万円
	F	投資有価証券	:	985 百万円			
	G	関係会社①	:	- 百万円	… 関係会社株式		
	H	関係会社②	:	- 百万円	… その他の関係会社有価証券		
	I	長期貸付金①	:	11,204 百万円	… J・K以外の長期貸付金		
	J	長期貸付金②	:	- 百万円	… 役員又は職員に対するもの		
	K	長期貸付金③	:	- 百万円	… 関係法人に対するもの		
	L	破綻債権等	:	2,473 百万円	内 貸付金	:	2,473 百万円
		(※破綻債権等の金額は長期貸付金①の内数)			内 割賦債権	:	- 百万円
	M	積立金	:	- 百万円			
	N	出資金	:	- 百万円			

金融資産の処分に係る具体的措置(その②)

法人名	奄美群島振興開発基金	府省名	国土交通省、財務省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 受取手形及び売掛金は生じていない。 奄美群島振興開発基金は、他の金融機関から融資を受け難い事業者に対して資金の融通を行っており、極めて重要な民業補完の役割を担っているところであるが、更なる民業補完の徹底という観点から、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等他の金融機関で対応できない、あるいは奄美基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止することとしている。			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性 不良化している債権については、事業者等の経営の状況等を把握し、その分析に基づいた経営支援や業況の悪化等により経営状況が厳しい状況におかれている事業者等に対する再生支援により資産の健全性を向上させることに取り組むものとする。なお、毎年度自己査定を実施し、回収可能性等を勘案し必要な引当金を計上しており、今後とも償却規程に基づき適切に処理を行うものとする。			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性 不良化している債権については、債権管理回収会社(サービサー)への委託等について検討・協議を行ったものの、業務委託等の内容、費用等から実現には至っていないが、引き続き検討を行うものとする。また、債権の証券化については、奄美群島内に限られた金融機関が融資し難い中小規模の事業者に対して有する債権であり、市場性が求められる証券化には馴染まないものと考えている。			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性 奄美群島振興開発基金は、政策目標である奄美群島の自立的発展に向けた産業振興を金融面から支援する機関として融資業務等を行っているが、その事業規模については、毎年度奄美群島の経済状況や過去の実績等を踏まえ、群島内事業者の需要に対応できる適切な規模としている。また、奄美群島振興開発基金の目的である一般の金融機関が行う金融を補完する等の観点からも、過大なものとはなっていないと考えている。			

独立行政法人の整理合理化案様式

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金		府省名	国土交通省、財務省
事務・事業の名称	保証業務及び融資業務			
国からの財政支出額	300,000	支出予算額	3,467,009	
対19年度当初予算増減額	±0	対19年度当初予算増減額	-209,221	
平成18年度新規分	保証業務:2,201,900 融資業務:1,680,715	平成18年度末残高(利子補給については実績額)	保証業務: 8,920,119 融資業務:10,775,899	
事務・事業の内容	奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とし、保証及び融資の金融業務を行っている。			
事務・事業に係る具体的措置(又は見直しの方向性)	○他の金融機関等に対応できないメニューへの特化 融資業務及び債務保証業務については、民業補完の徹底及び業務の重点化の観点から、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等他の金融機関等に対応できない、あるいは奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止するものとする。 ○業務内容の抜本的見直し 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき設立され、奄美群島の振興開発の一環として行われている奄美群島振興開発基金の業務内容については、同法が平成20年度末に期限切れになることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討を行うものとする。			
事務・事業について上記措置を講ずる理由	「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)等を踏まえ、独立行政法人奄美群島振興開発基金の事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、上記の見直しを行う方向で今後更に検討を進めることが適切と考える。			

＜関連法人以外の契約締結先＞

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
有限会社ティーケーシステム	6,851	100	—
有限責任中間法人CRD協会	3,500	—	—
あずさ監査法人	1,750	100	—
あずさ監査法人	2,750	100	—
鹿児島県	376,836	—	—
鹿児島県	24,405	—	—
鹿児島県	380,570	—	—
鹿児島県	20,671	—	—
東京官書普及株式会社	1,349	—	—
—	1,700	—	—
—	1,470	—	—
—	1,700	—	—
—	2,000	—	—
—	2,226	—	—
—	6,300	—	—
—	14,600	—	—
—	4,588	—	—
—	4,770	—	—
—	34,000	—	—
—	8,000	—	—
—	45,000	—	—
—	2,500	—	—
—	3,000	—	—
—	4,000	—	—
—	10,000	—	—
—	6,400	—	—
—	2,880	—	—
—	1,760	—	—
—	800	—	—
—	75,787	—	—
—	2,480	—	—
—	2,800	—	—
—	5,000	—	—
—	2,200	—	—
—	1,800	—	—
—	1,000	—	—
—	27,000	—	—
—	8,000	—	—
—	2,000	—	—
—	6,722	—	—
—	79,132	—	—

<関連法人以外の契約締結先>

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
—	20,000	—	—
—	1,500	—	—
—	10,000	—	—
—	2,500	—	—
—	1,600	—	—
—	6,300	—	—
—	1,730	—	—
—	5,000	—	—
—	3,569	—	—
—	5,280	—	—
—	1,000	—	—
—	3,000	—	—
—	20,425	—	—
—	1,782	—	—
—	6,573	—	—
—	14,728	—	—
—	6,000	—	—
—	5,000	—	—
—	3,000	—	—
—	2,400	—	—
—	1,800	—	—
—	5,000	—	—
—	5,000	—	—
—	8,000	—	—
—	1,500	—	—
—	2,600	—	—
—	10,000	—	—
—	4,700	—	—
—	8,057	—	—
—	2,800	—	—
—	10,000	—	—
—	5,000	—	—
—	20,000	—	—
—	1,600	—	—
—	6,800	—	—
—	2,000	—	—
—	16,000	—	—
—	3,150	—	—
—	20,000	—	—
—	1,755	—	—
—	11,005	—	—
—	3,784	—	—
—	11,726	—	—
—	1,200	—	—

<関連法人以外の契約締結先>

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
—	2,700	—	—
—	9,400	—	—
—	2,000	—	—
—	28,000	—	—
—	2,000	—	—
—	7,200	—	—
—	6,490	—	—
—	2,000	—	—
—	3,000	—	—
—	10,000	—	—
—	10,335	—	—
—	2,659	—	—
—	40,682	—	—
—	1,000	—	—
—	6,000	—	—
—	68,150	—	—
—	1,200	—	—
—	10,000	—	—
—	3,000	—	—
—	3,000	—	—
—	2,500	—	—
—	1,200	—	—
—	70,000	—	—
—	1,000	—	—
—	4,200	—	—
—	6,000	—	—
—	1,000	—	—
—	15,000	—	—
—	3,000	—	—
—	3,000	—	—
—	1,000	—	—
—	3,500	—	—
—	4,800	—	—
—	800	—	—
—	10,000	—	—
—	50,000	—	—
—	1,000	—	—
—	6,500	—	—
—	12,000	—	—
—	2,000	—	—
—	11,700	—	—
—	1,000	—	—
—	2,089	—	—
—	2,000	—	—
—	6,000	—	—
—	5,000	—	—

<関連法人以外の契約締結先>

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
—	5,400	—	—
—	7,000	—	—
—	1,800	—	—
—	2,250	—	—
—	40,000	—	—
—	9,500	—	—
—	48,000	—	—
—	43,200	—	—
—	70,000	—	—
—	42,077	—	—
—	2,434	—	—
—	2,059	—	—
—	3,410	—	—
—	23,669	—	—
—	46,500	—	—
—	1,203	—	—
—	4,900	—	—
—	48,000	—	—
—	2,794	—	—
—	19,223	—	—
—	4,553	—	—
—	15,008	—	—
—	1,080	—	—
—	2,000	—	—
—	3,000	—	—
—	3,000	—	—
—	20,000	—	—
—	3,150	—	—
—	30,000	—	—
—	20,000	—	—
—	48,000	—	—
—	3,000	—	—
—	10,984	—	—
—	10,057	—	—
—	7,865	—	—
—	3,217	—	—
—	2,000	—	—
—	5,000	—	—
—	48,000	—	—
—	1,400	—	—
—	1,000	—	—
—	4,690	—	—
—	12,000	—	—
—	37,000	—	—
—	12,000	—	—

<関連法人以外の契約締結先>

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
—	25,000	—	—
—	7,900	—	—
—	7,000	—	—
—	3,000	—	—
—	10,000	—	—
—	10,000	—	—
—	45,000	—	—
—	9,750	—	—
—	50,000	—	—
—	9,500	—	—
—	48,000	—	—
—	15,000	—	—
—	48,000	—	—
—	2,850	—	—
—	7,100	—	—
—	4,500	—	—
—	15,900	—	—
—	7,500	—	—
—	70,000	—	—
—	10,000	—	—
—	70,000	—	—
—	25,000	—	—
—	28,000	—	—
—	2,870	—	—
—	8,000	—	—
—	35,000	—	—
—	30,000	—	—
—	10,000	—	—
—	8,000	—	—
—	4,660	—	—
—	26,726	—	—
—	2,057	—	—
—	8,322	—	—
—	2,726	—	—
—	9,509	—	—
合計	3,328,559		
うち随意契約	11,351		
	0.34%		

※随意契約を締結している公益法人であって、国土交通省所管の公益法人である場合は、公益法人の役員として在職している人数を記載する。

※上記は、平成18年12月21日付け衆調発第27号の9により衆議院調査局長から国土交通大臣への「予備的調査への協力要請について」に基づき、提出したものである。

※法人名が「—」となっているものは、貸付及び代位弁済に係るものであり、名称を公表することは、権利利益を扶桑に侵害するおそれがあることから、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条に該当し、開示できない。